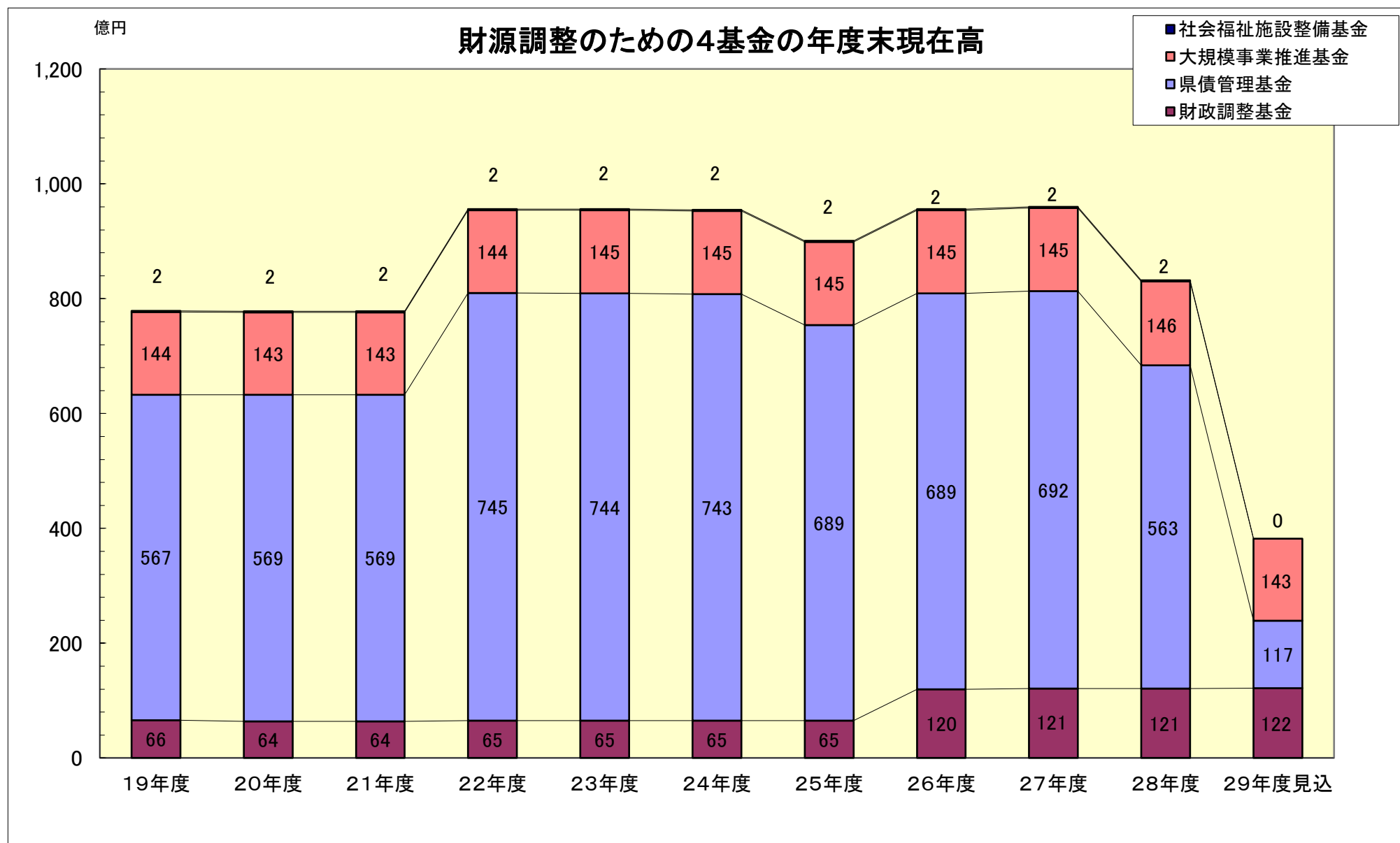


## 財源調整のための4基金の年度末現在高推移



(単位：億円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度見込
財政調整基金	66	64	64	65	65	65	65	120	121	121	122
県債管理基金	567	569	569	745	744	743	689	689	692	563	117
大規模事業推進基金	144	143	143	144	145	145	145	145	145	146	143
社会福祉施設整備基金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0
計	779	778	778	956	956	955	901	956	960	832	382

※県債管理基金には、満期一括償還方式の県債の積立金は含んでいない。

※大規模事業推進基金には、地域活性化・公共投資臨時交付金及びさいたまスーパーアリーナの管理に関する年度別協定書に基づく負担金の積立額は含んでいない。

※端数処理の関係上合計が一致しない場合がある。

※29年度見込は、29年度6月補正後の見込み。

※28年度末で社会福祉施設整備基金は廃止、残高は新設の公共施設長寿命化等推進基金に引き継がれた。

### ◆ 用語説明 ◆

#### ●基金

特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金・財産。県には平成28年3月31日現在36の基金がある。このうち、財政調整基金、県債管理基金、大規模事業推進基金、社会福祉施設整備基金の4つを「財源調整のための4基金」として、一般会計の収支不足額の補填のために活用している。

#### ●財政調整基金

年度間における財源調整を行い、県財政の健全な運営に役立てるため昭和36年に設置。

#### ●県債管理基金

県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に役立てるため昭和54年に設置。

#### ●大規模事業推進基金

公共交通機関、公共施設、公用施設の大規模な事業の円滑な推進に要する経費の財源に充てるため平成元年に設置。

#### ●社会福祉施設整備基金

社会福祉事業に関する施設を総合的かつ計画的に整備するために要する経費の財源に充てるため昭和43年に設置。